

鳴門市水産振興計画



令和4年3月
鳴門市

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
第2章 鳴門市の水産業	2
1. 漁業者の現状	2
(1) 漁業経営体数	
(2) 漁業種類別経営体数	
(3) 漁業就業者数	
2. 漁業生産の現状	5
(1) 漁業種類別漁獲量	
(2) 魚種別漁獲量	
(3) 漁業生産額	
3. 鳴門市内の漁業協同組合	8
第3章 水産業の課題	9
1. 恒常的な課題	9
(1) 担い手の育成・確保	
(2) 水産資源の確保	
(3) ブランド化の推進	
(4) 亀浦漁港（八木の鼻地区）の機能保全	
2. 新型コロナウイルス感染症の影響	10
(1) 高級魚を中心とした魚価の低迷	
(2) 鳴門わかめの売上げの低迷	
第4章 基本方針及び計画期間	11
第5章 重点施策	12
(1) 担い手の育成・確保	12
(2) 広域浜プランに基づく支援	13
(3) 水産資源の保全	14
(4) ブランド化の推進	16
(5) 漁協への支援（共同利用施設の整備等）	18
(6) 亀浦漁港（八木の鼻地区）の機能保全	21

第1章 計画策定にあたって

鳴門市は四国の東部、徳島県の東北端に位置しており、鳴門海峡をへだてて淡路島に対峙し、本州と結ぶ四国の東玄関をなしている。特に本市の北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地である。

本市における水産業は、播磨灘・紀伊水道・小鳴門海峡の3海域における海面漁業と、播磨灘やウチノ海の養殖業からなる。海域の環境を特徴付けるものは鳴門海峡の激しい潮流で、ここで育まれる鳴門鯛・鳴門わかめは全国に知られる特産品となっている。

漁業種類別で見ると、基幹である「ワカメ養殖」をはじめとした養殖漁業や「小型底曳網」などに加え、堂浦の一本釣りなど、古くからの歴史を持つ漁法も存在する。

このように、長年地域の経済を支えてきた本市の水産業であるが、近年は様々な課題を抱えている現状にある。

海面環境の変化による水産資源の減少や担い手の高齢化、後継者不足に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、魚価の低迷が著しい状況となっている。また、現存する鳴門市の漁業施設は、その多くが昭和30年代から50年代にかけて整備され、全体的に老朽化が進んでいる状況となっている。

このことから本市では、産地の持続的な発展を目的として、水産業の抱える様々な課題に対応するとともに、「鳴門ならではの」の強みを活かすための基本的な方向性を示す「鳴門市水産振興計画」を策定するものである。

第2章 鳴門市の水産業

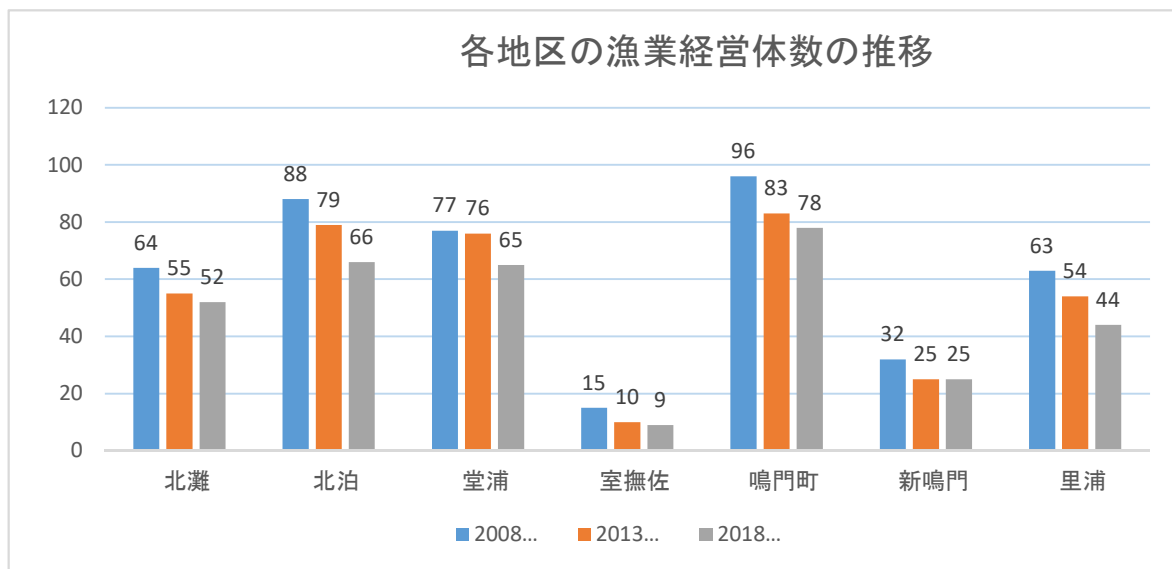
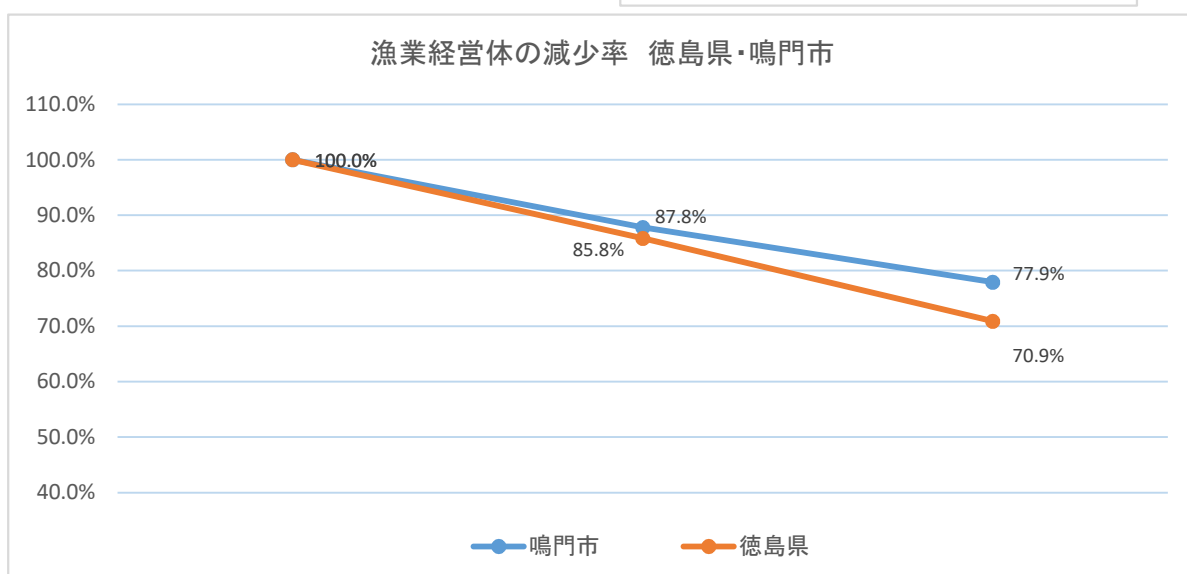
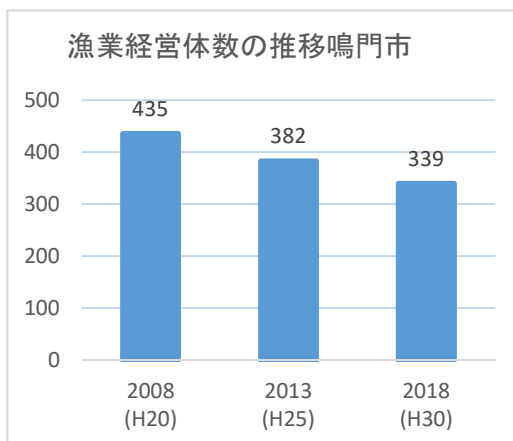
1. 漁業者の現状

(1) 漁業経営体数

漁業センサス2008年から2018年の推移

単位:経営体

	2008 (H20)	2013 (H25)	2018 (H30)
徳島県	1863	1599	1321
鳴門市	435	382	339
北灘	64	55	52
北泊	88	79	66
堂浦	77	76	65
室撫佐	15	10	9
鳴門町	96	83	78
新鳴門	32	25	25
里浦	63	54	44



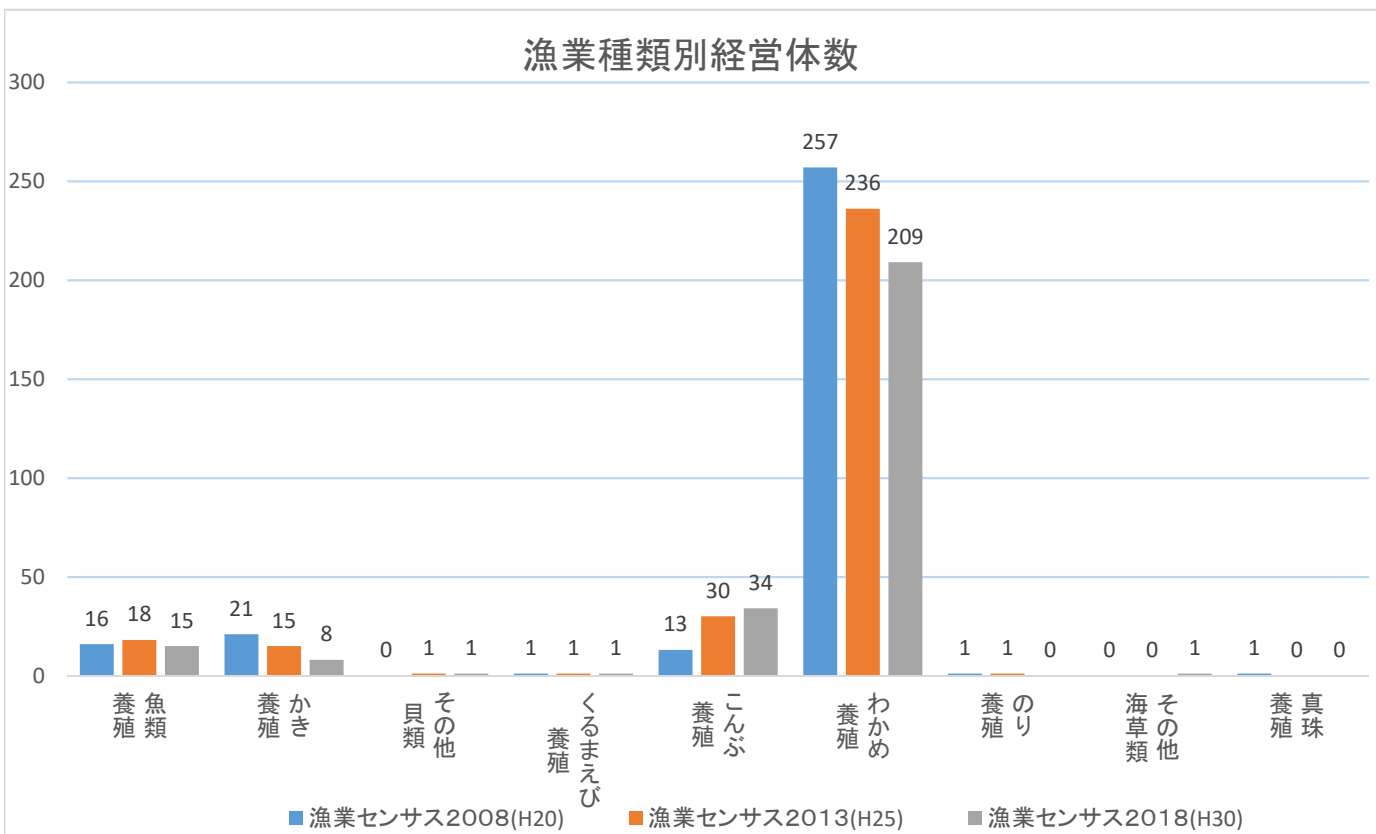
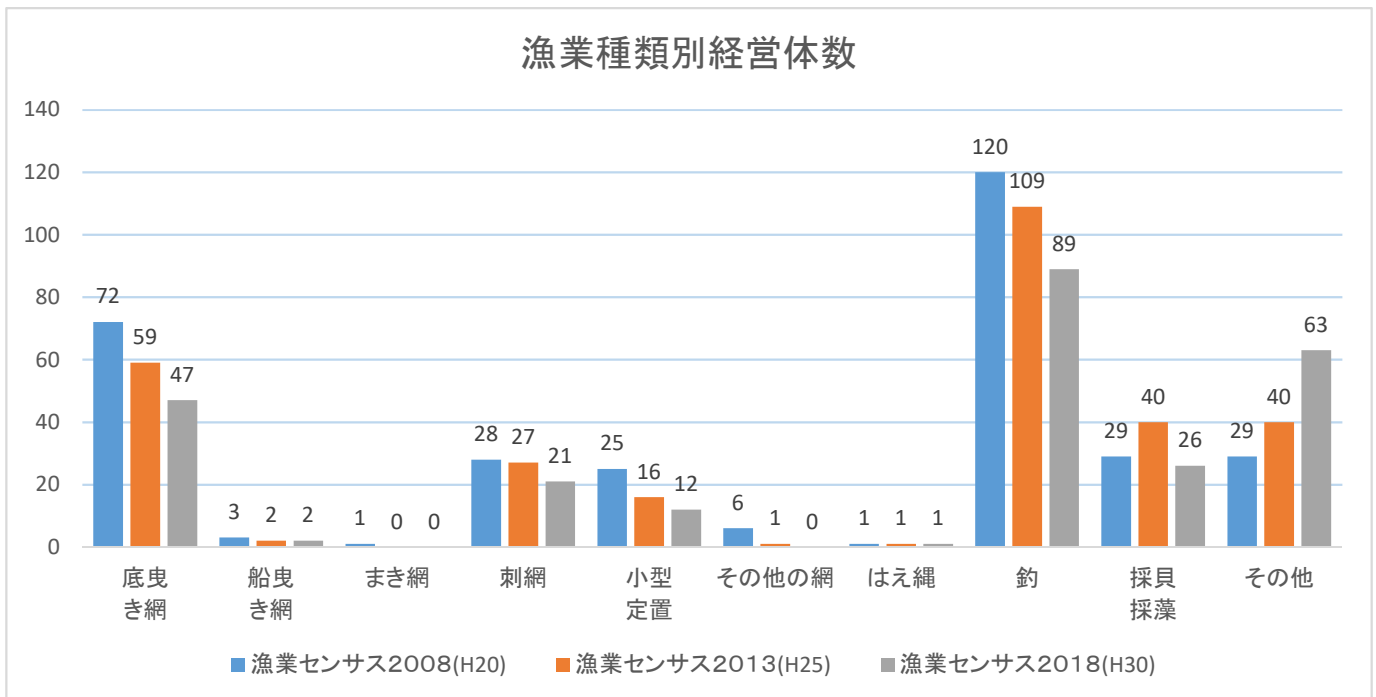
—— 漁業経営体数の変化 ——

漁業経営体は各漁協ともに減少傾向となっている。

鳴門市は徳島県全体に比べると、若干であるが減少率は低いものの、担い手の確保については、大きな課題のひとつとなっている。

(2) 漁業種類別経営体数

漁業センサスより



——漁業種類別経営体数の変化——

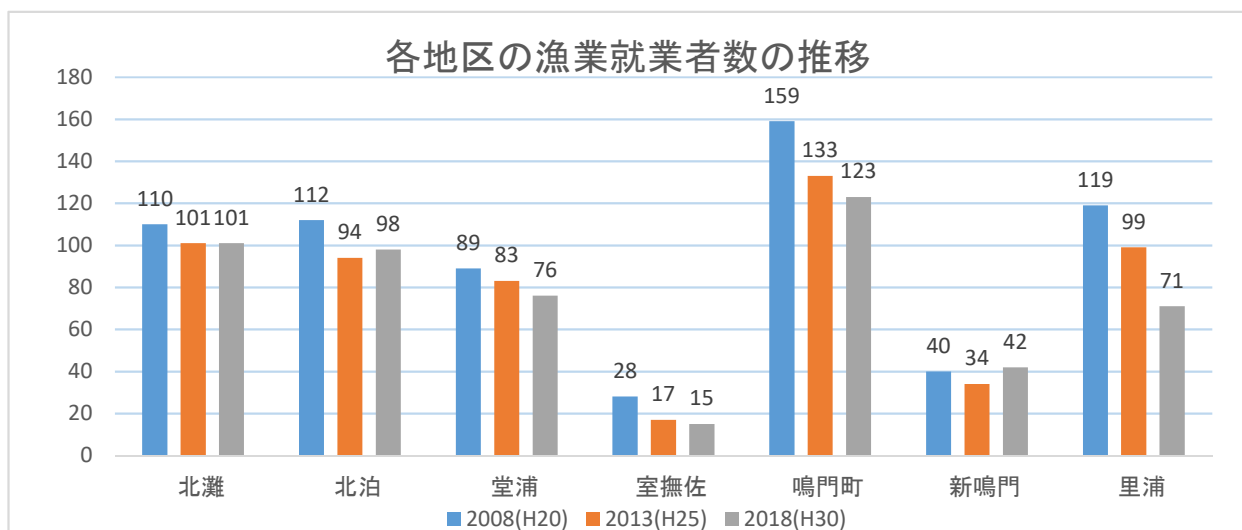
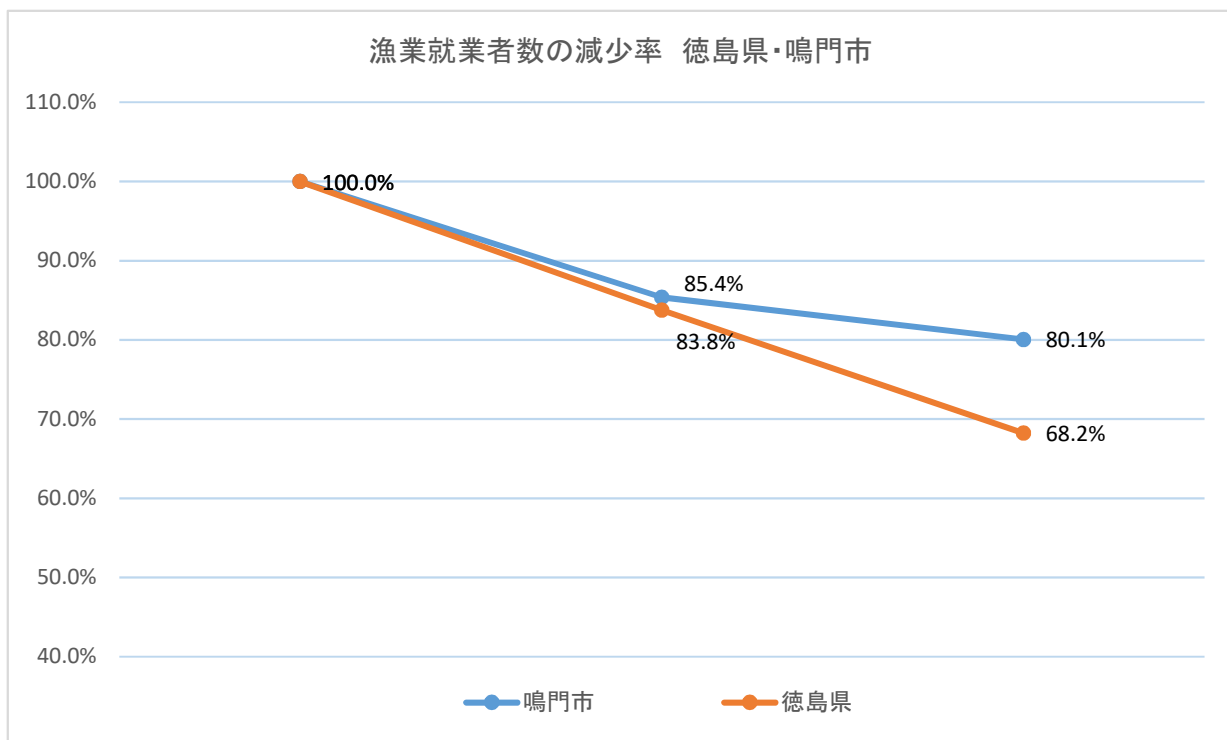
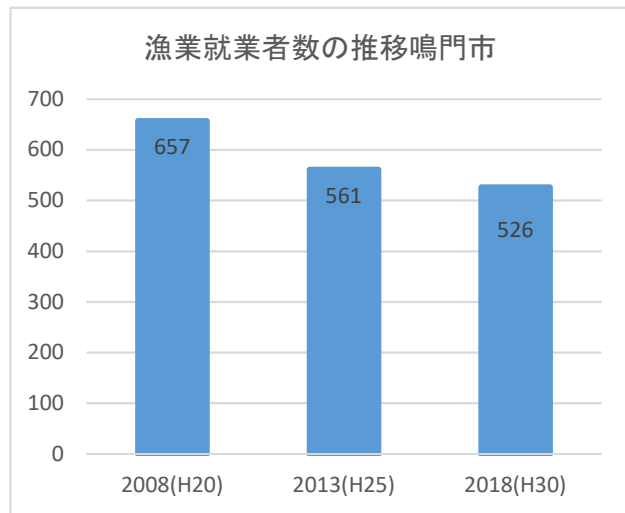
漁業種別では、鳴門市内漁業の基幹であるわかめ養殖が突出している。次いで釣、底曳き網となっている。鳴門市全体の経営体数は減少傾向である。

(3) 漁業就業者数

漁業センサス2008年から2018年の推移

単位:人

	2008(H20)	2013(H25)	2018(H30)
徳島県	2999	2512	2046
鳴門市	657	561	526
北灘	110	101	101
北泊	112	94	98
堂浦	89	83	76
室撫佐	28	17	15
鳴門町	159	133	123
新鳴門	40	34	42
里浦	119	99	71



2. 漁業生産の現状

(1) 漁業種別漁獲量

漁業種別漁獲量(養殖以外)

単位(t)

	底曳き網	船曳き網	刺網	小型定置	その他の網漁業	はえ縄	釣	採藻	その他	合計
海面漁業生産統計2005(H17)	397	×	70	593	—	7	172	×	58	1,870
海面漁業生産統計2010(H22)	337	×	46	267	×	0	137	18	45	1,066
海面漁業生産統計2015(H27)	221	×	29	230	—	1	200	×	51	838
海面漁業生産統計2018(H30)	207	×	21	210	—	×	213	24	32	732

※×は対象がすくないため非公表、—はデータなし。

漁業種別漁獲量(養殖)

単位(t)

	ぶり類	まだい	ひらめ	その他魚類	貝類	くるまえばい	昆布類	わかめ類	のり類	真珠類	合計
海面漁業生産統計2005(H17)	4,155	62	×	×	113	×	11	4,753	193	×	9,305
海面漁業生産統計2010(H22)	×	×	×	4	93	×	×	5,356	×	—	9,978
海面漁業生産統計2015(H27)	×	×	—	—	×	×	17	5,372	161	—	9,767
海面漁業生産統計2018(H30)	3,322	×	—	—	×	×	18	5,507	—	—	8,983

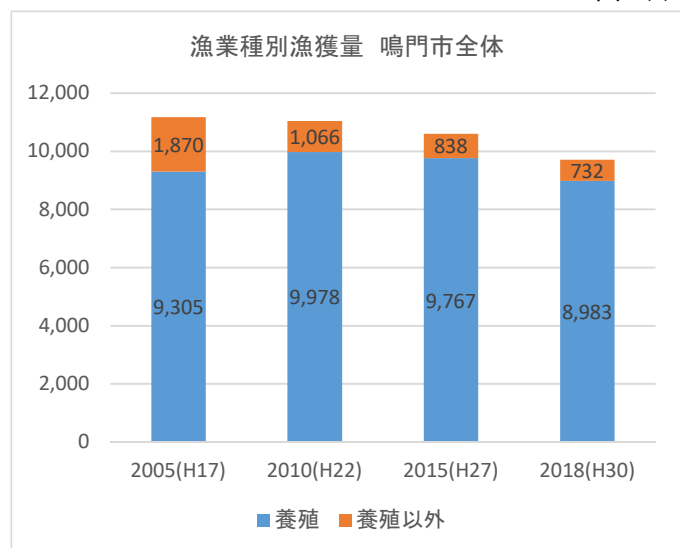
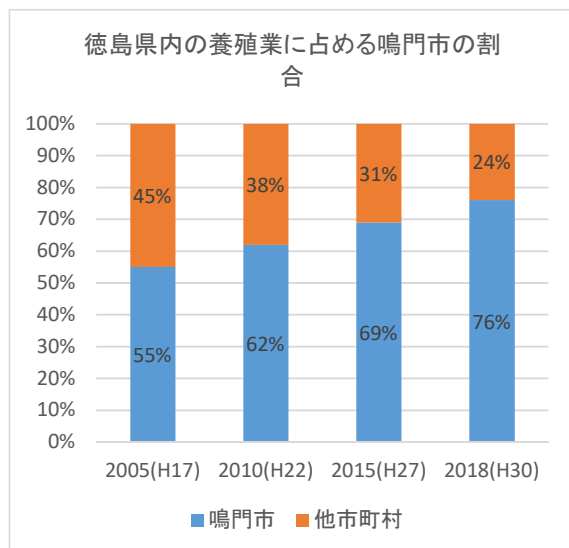
※×は非公表、—はデータなし。

養殖は2005データがないため2007を使用

単位(t)

徳島県の漁獲量に占める鳴門市の割合				
	2005年	2010年	2015年	2018年
養殖以外	17,234	12,454	10,515	9,953
割合	11%	9%	8%	7%
養殖	17,002	16,141	14,249	11,873
割合	55%	62%	69%	76%

単位(t)



——— 漁業種別漁獲量の変化 ———

漁業種別漁獲量を見ると、養殖以外については10年間で大幅に減少している。養殖については、比較的安定している。養殖量においては、経営体が減少傾向であるにもかかわらず安定していることから、1経営体における漁獲量は増加していると推測される。鳴門市は徳島県における、養殖業の一大地域である。

(2) 魚種別漁獲量

単位(t)

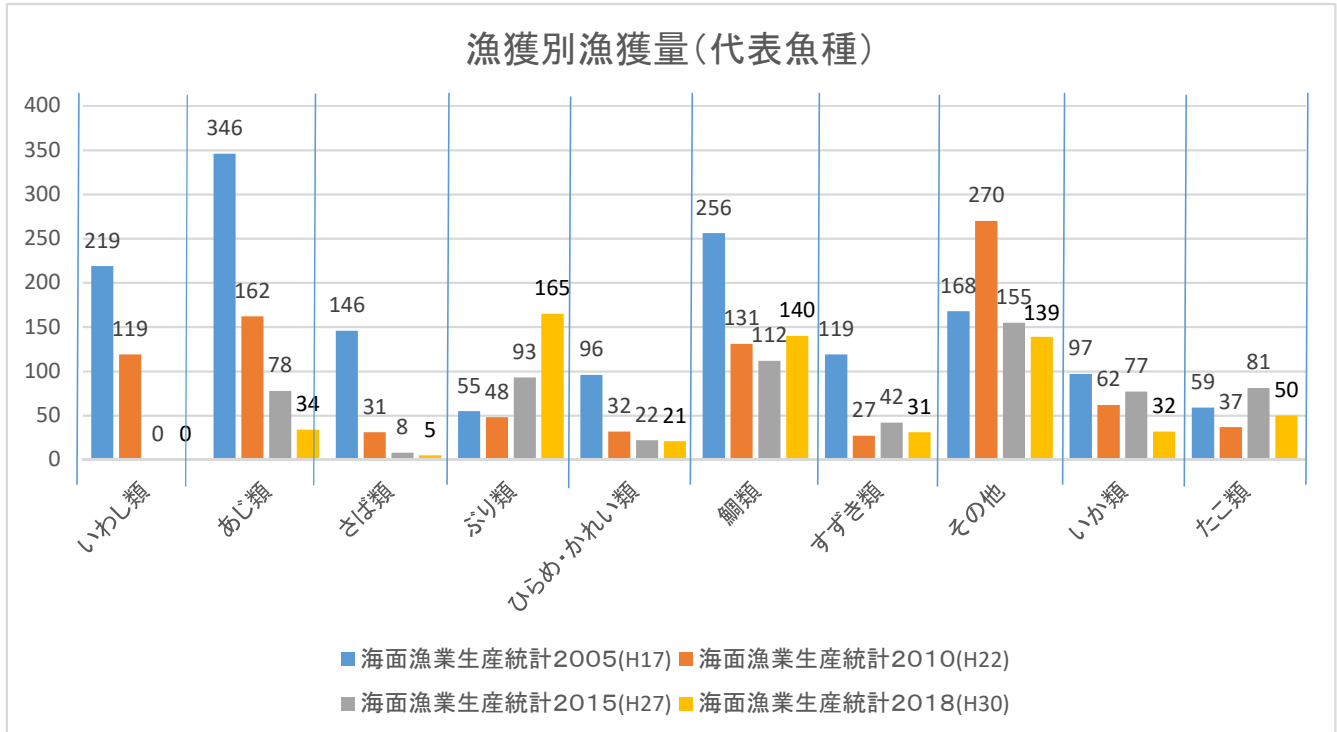
	このしろ	いわし類	あじ類	さば類	ぶり類	ひらめ・かれい類	にべ・ぐち類	えそ類	いぼだい	あなご類	はも	たちうお	えい類	鯛類	いさき
海面漁業生産統計2005(H17)	14	219	346	146	55	96	49	14	53	13	14	1	8	256	0
海面漁業生産統計2010(H22)	9	119	162	31	48	32	—	—	—	6	—	12	—	131	1
海面漁業生産統計2015(H27)	×	×	78	8	93	22	—	—	—	4	—	5	—	112	2
海面漁業生産統計2018(H30)	×	×	34	5	165	21	—	—	—	3	—	1	—	140	1

※×は非公表、—はデータなし

単位(t)

	ぼら類	さわら類	すずき類	ふぐ類	その他	えび類	かに類	貝類	いか類	たこ類	うに類	なまこ類	その他海産動物	海藻類	合計
海面漁業生産統計2005(H17)	37	19	119	19	168	30	7	6	97	59	—	19	2	3	1870
海面漁業生産統計2010(H22)	—	9	27	7	270	45	3	16	62	37	3	—	21	17	1066
海面漁業生産統計2015(H27)	—	16	42	3	155	24	1	12	77	81	2	—	4	18	838
海面漁業生産統計2018(H30)	—	14	31	1	139	40	1	7	32	50	2	—	2	17	732

※×は非公表、—はデータなし



———魚種別漁獲量の変化———

鳴門で漁獲できる魚種(養殖以外)は、近年は、ぶり類や鯛類が最も多くなっている。漁獲量が伸びてきているぶり類を除くと、全体的に減少傾向にあり、水産資源の減少と漁業経営体、漁業就業者の減少が影響していると考えられる。

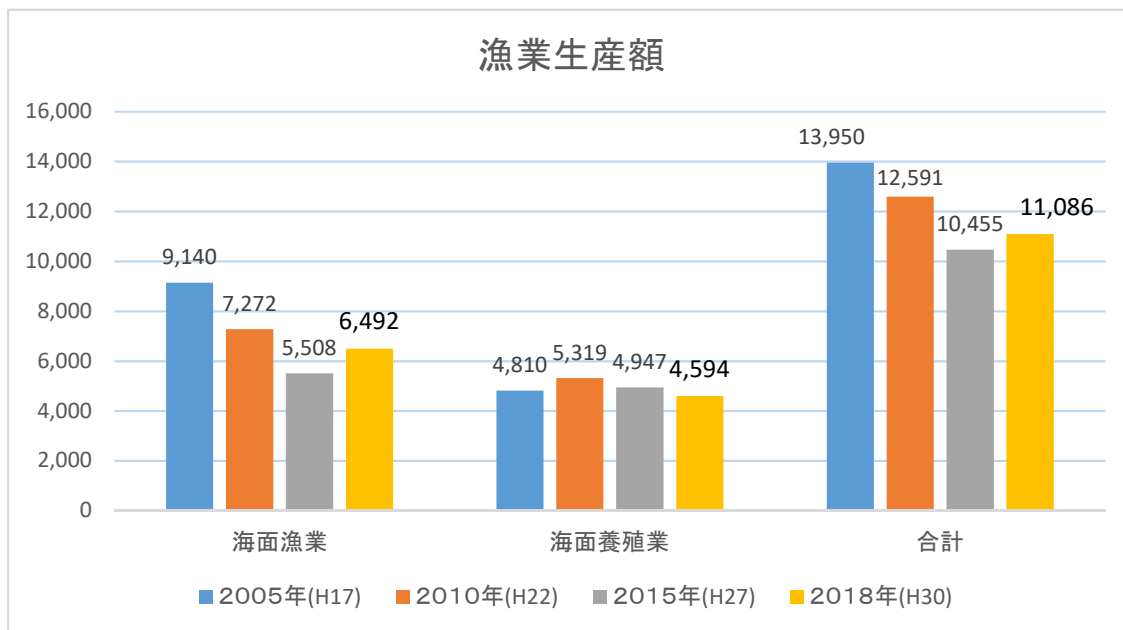
(3) 漁業生産額

※ 徳島県の生産額(市町村別はデータなし)

単位(100万円)

	海面漁業	海面養殖業	合計
2005年(H17)	9,140	4,810	13,950
2010年(H22)	7,272	5,319	12,591
2015年(H27)	5,508	4,947	10,455
2018年(H30)	6,492	4,594	11,086

※海面漁業生産統計調査より



——漁業生産額の推移——

徳島県全体のデータとなるが、海面漁業、海面養殖業共に上下はあるものの、2010年までと比較すると全体的に減少傾向にある。

3. 鳴門市内の漁業協同組合

本市の水産業を支える生産者団体として、市内には8つの漁業協同組合（以下「漁協」という。）が存在している。

沿岸漁業を営む7漁協（北灘、北泊、堂浦、室・撫佐、鳴門町、新鳴門、里浦）と内水面漁業を営む1漁協（大津）において、それぞれ販売や指導、共同利用施設の維持管理等、様々な事業が進められている。

名称	設立認可	設立登記	事務所の所在地	備考
北灘	昭和24年10月5日	昭和24年11月14日	北灘町 宿毛谷	
北泊	平成6年1月1日	平成6年1月4日	瀬戸町 北泊	平成6年1月1日 北泊と小鳴門が 合併し設立
堂浦	昭和24年6月28日	昭和24年7月9日	瀬戸町 堂浦	
室・撫佐	昭和24年7月5日	昭和24年7月25日	瀬戸町 室	
鳴門町	昭和24年5月11日	昭和24年5月21日	鳴門町 土佐泊浦	
新鳴門	昭和57年9月30日	昭和57年10月12日	鳴門町 土佐泊浦	
里浦	昭和24年6月8日	昭和24年6月16日	里浦町 里浦	
大津	昭和24年10月13日	昭和24年11月10日	大津町 矢倉	昭和35年5月1日 「大津村漁業 協同組合」 から名称変更

第3章 水産業の課題

1. 恒常的な課題

(1) 担い手の育成・確保

漁業経営体数の面では、全国的な減少傾向の中で、本市においても減少が進んでいる状況にある。2018年漁業センサスでは、本市の漁業経営体数は339経営体となっており、5年前と比較すると、43経営体(11.2%)の減少となっている。10年前の2008年漁業センサスでは435経営体であったことからすると、約22%減少しており、急速に減少が進んでいる状況となっている。

(2) 水産資源の確保

地球温暖化の影響による海水温の上昇など、海面環境の変化により近海の水産資源の減少が進んでおり、その確保が将来に向けた課題のひとつとなっている。

また、近年は、海洋ごみの増加が国際的な問題となるなど、国連サミットにおいて採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標達成に向けた取組が必要とされている。

(3) ブランド化の推進

近年の魚価の低迷による生産者の所得減少が、水産業の持続的な発展における全国的な課題となっており、その対策として、各地で水産物のブランド化が進められている。

本市においても、既にブランド化が進められている「鳴門わかめ」「鳴門鯛」をはじめ、新たな魚種のブランド化の検討を進めるなど、生産者の所得向上に向けた取組が必要不可欠な状況となっている。

また、本市の基幹産業であるわかめ養殖において発生する、根などの残渣の処理が生産者の大きな負担となっており、その有効活用についても検討を進める必要がある。

(4) 亀浦漁港（八木の鼻地区）の機能保全

現存する本市の漁港施設は、その多くが昭和30年代から50年代にかけて整備され、全体的に老朽化が進んでいる状況となっている。

特に、亀浦漁港（八木の鼻地区）については、土砂の堆積による航路の閉塞が定期的に生じているため、計画的に修繕等を行う必要がある。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響

市内漁協からの聞き取りによると、下記の影響を懸念される意見があり、その緩和のための施策については、喫緊の課題となっている。

(1) 高級魚を中心とした魚価の低迷

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、飲食店等が営業を自粛していることにより、鳴門鯛など、特に高級魚を中心として魚価に影響が出ている状況となっている。

インターネット販売など、現状のコロナ禍にも対応した新たな販売方法等についても、検討を進める必要がある。

(2) 鳴門わかめの売上げの低迷

飲食店等の営業自粛や、県外からの観光客の減少に伴う土産物屋の売上減少により、加工品の販売が低迷し、生産者の主となる販売先である加工業者において、在庫に余剰が生じている。

そのため、令和3年以降に生産したわかめの売上げに影響が出ている状況となっている。

第4章 基本方針及び計画期間

1. 基本方針

前章に記載の課題解決を図るため、下記の6項目を重点施策とし、それぞれ取組を進める。

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 広域浜プランに基づく支援
- (3) 水産資源の保全
- (4) ブランド化の推進
- (5) 漁協への支援（共同利用施設の整備等）
- (6) 亀浦漁港（八木の鼻地区）の機能保全

2. 計画期間

第七次鳴門市総合計画の計画期間案にあわせ、令和5年度から12年度までの8年間を本計画の計画期間とし、5年度から8年度までの4年間を前期計画期間、9年度から12年度までの4年間を後期計画期間とする。

ただし、現在の新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、令和4年度については、先行実施期間としてアフターコロナ、ポストコロナを見据えた取組の推進を図ることとする。

また、計画の進捗や社会情勢を考慮し、必要に応じて、本計画の修正、見直しを行うものとする。

第5章 重点施策

(1) 担い手の育成・確保

全国的に漁業者が減少している中、本市においても担い手の確保と育成が大きな課題のひとつとなっているため、下記の2つの取組を柱としてその対策を進める。

また、今後、法人による漁業経営が増加することも想定されることから、その支援等についても調査・検討を進める。

① 鳴門市うずしお漁業者青年部の活動支援

本市の若手漁業者で組織する「鳴門市うずしお漁業者青年部」の活動を支援する。

新たに漁業に就業した際に苦労した点や、今後、新たに取り組みたいと考えている事業等についての意見を集約することにより、次代を担う漁業者のニーズに応じた施策の展開を図る。

また、その課題解決に向けた取組実施のための経費を支援することにより、若手漁業者自身の取組の推進を図る。

② とくしま漁業アカデミーの活用

公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金が運営する「とくしま漁業アカデミー」を活用し、若手漁業者の育成を促進する。

とくしま漁業アカデミー 令和3年度 研修生の募集について

1. 募集人数 / 7名程度

2. 研修概要

(1) 研修期間
研修1年(令和3年4月～令和4年3月まで)

(2) 研修内容
漁業学(20%)
水産実習(100%)
水産実習(150時間)

(3) 研修場所
徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内
徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内
徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内

3. 募集期間 / 令和2年5月7日～令和3年2月28日まで

※募集要項に準じて研修希望者を募集し、合格者の応募書類に基づき、徳島県庁内研修センターで研修を行います。

4. 応募資格

以下の条件を満たす者

①令和2年4月1日現在で徳島県民であること
②徳島県庁内研修センターに研修希望の申し込み書
③研修期間中に研修センターに在籍すること

5. 選考方法

「徳島県庁内研修センター」で面接を行い、合格者を決定します。

6. 応募手続

(1) 応募に必要な書類
①研修希望書、②履歴書、③写真(最近2寸3分のカラー写真2枚)
④「とくしま漁業アカデミー」への応募
⑤「とくしま漁業アカデミー」への応募
⑥「とくしま漁業アカデミー」への応募

(2) 応募の締め切り
令和3年2月28日(日)まで

(3) 研修料
研修料は、徳島県水産振興公害対策基金、又は徳島県水産振興公害対策基金から支給されます。

(4) 研修期間
令和3年4月～令和4年3月まで

(5) 研修場所
徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内
徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内
徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内

徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内

〒770-0873 徳島県徳島市本町2丁目1番1号(徳島県庁内) 電話: 087-222-1111 FAX: 087-222-1112

徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内

〒770-0873 徳島県徳島市本町2丁目1番1号(徳島県庁内) 電話: 087-222-1111 FAX: 087-222-1112

とくしま漁業アカデミー

徳島県水産振興公害対策基金 徳島県庁内

(2) 広域浜プランに基づく支援

「浜の活力再生広域プラン」(以下「広域浜プラン」という)に基づく、漁業者個人に対する各種支援制度の周知・拡大を図る。

※ 広域浜プランとは・・・

市内の漁村地域が連携し、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めた計画。

① 浜の担い手漁船リース緊急事業

広域浜プランに基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に対して助成を行う。

② 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入に対して助成を行う。

③ 養殖用生餌供給安定対策支援

従来生餌として利用できていない水揚げ時期や地域、魚種のを生餌として流通させることで、生餌供給の安定化を図り、持続可能な収益性の高い養殖生産を確立する取組に対して助成を行う。

(3) 水産資源の保全

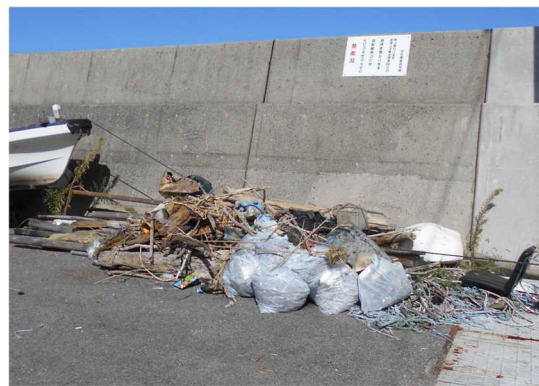
「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標14〔海洋資源〕の達成に向け、水産資源の保全を目的とした取組を進める。



① 掃海事業

漁場環境の悪化や水産資源の枯渇による漁獲量の減少対策として、漁場環境の保全を図るため、小型底曳網漁船を使用して堆積物を除去し、廃棄物処理業者に引き渡し処理を行う。

※ 県補助事業を活用し、市が主体となり実施。



② 海岸漂着ごみ対策

水産庁の補助を活用し、「徳島県水産多面的機能発揮対策地域協議会」を通じて、市内の団体が実施する海岸漂着物除去活動に対し支援を行う。

海岸清掃活動に必要な経費を支援すると共に、付近に生息する生物のモニタリングを行うことにより、生態環境の保全を図る。



③ 種苗放流事業等への支援

稚魚になるまで育てた後に海に放流し、成長後漁獲する「栽培漁業」の取組のひとつとして、種苗放流事業の推進を図る。

徳島県においては、県や沿岸市町、県漁連、漁協で構成する「徳島県栽培漁業推進協議会」が組織されており、当該協議会で検討された計画に沿って、ヒラメやクルマエビなどの「種苗放流」を、県漁連が主体となり県内各地で実施されている。

この他にも、市内漁協が単独で実施している種苗放流や水質調査等の取組に対し、県と連携して支援を行うことにより、周辺海域の水産資源の保全を図る。



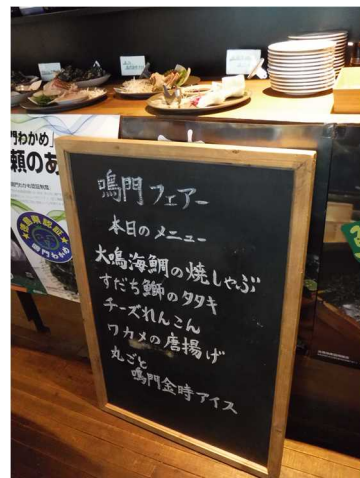
(4) ブランド化の推進

① 販売促進事業

本市の特産物「鳴門鯛」「鳴門わかめ」等の販売促進や、新たなブランド品目の検討を進めることにより、生産者所得の向上を図る。

市内での料理教室や、県内外でのPR活動等を実施するとともに、若手漁業者の活動を支援し、水産物のPR及び消費拡大、後継者育成を推進する。

また、インターネット販売など、現状のコロナ禍にも対応した新たな販売方法等についても、生産現場の声や全国の事例等の情報収集に努める。



※ 東京における試食商談会

② わかめ残渣の有効活用

本市水産業の基幹である「わかめ養殖」において課題となっている、根や芽かぶ、末枯れ部などの「残渣」について、その有効活用の方法を検討することにより、課題解決を図る。

食品分野や肥料分野、飼料・餌料分野等への活用方法について検討を進め、事業化に向けたデータ収集等を行うことにより、漁業者の処理コストの軽減及び新たな収入確保に繋げる。

③ 地産地消の推進

北灘漁協が運営している産直施設「JF北灘さかな市」や、毎月第1土曜日（1月を除く）に開催されている「鳴門ウチノ海新鮮市」、道の駅「くるくる なると」等において、「鳴門鯛」「鳴門わかめ」等のPRを行うことにより、地産地消の推進を図る。

また、学校給食での活用等を推進することにより、「食育の推進」や、近年問題となっている「食品ロス」に関する意識啓発を図る。



J F 北灘さかな市



道の駅「くるくる なると」

(5) 漁協への支援（共同利用施設の整備等）

市内各漁協では、漁業者の漁業活動を促進するため、販売や指導、共同利用施設の維持管理等、様々な事業を行っているが、担い手の減少等により各漁協とも厳しい経営状況にあり、新型コロナウイルス感染症の影響がそれに拍車をかけている状況となっている。

また、本市管内には第1種漁港8港及び第2種漁港4港があるが、現存する鳴門市の漁港施設は、その多くが昭和30年代から50年代にかけて整備され、全体的に老朽化が進んでいる状況となっている。

本市漁業の持続的発展には、生産者団体である漁協への支援が必要不可欠であり、漁協が所有・管理している漁業者の共同利用施設の整備に対する補助等を行うことにより、漁業者への間接的な支援を図る。

そのひとつとして、漁業の省力化には欠かせないものであり、高齢化が進む本市においては特に需要が高いものとなっている共同利用施設（ホイスト、漁船上架装置、給油施設等）について、下記の補助金を活用した整備を推進する。

① 新規設置の場合

新たに共同利用施設・備品の整備を行う場合は、原則として県補助事業を効果的に活用する。また、県補助に加え市補助の上乗せを行い、漁協負担を軽減し、新たな施設・備品の整備を促進することにより、生産活動における機能向上を図る。



わかめ種苗生産施設



ハモの骨切り機

② 既存の施設の修繕の場合

既存の施設の修繕の場合は、県補助の補助対象外となるため、市補助の「鳴門市水産業生産基盤整備事業」を活用する。

既存の共同利用施設については、設置から年数が経過しているものが多く老朽化が進んでいる状況となっている。

その更新を支援し、漁業の省力化を進めることにより、高齢化が進んでいる本市水産業の維持を図る。



ホイスト



漁船上架装置



給油施設

鳴門市内の漁港施設の配置

所在市町	管理者	港種	港名	指定年月日
鳴門市	徳島県	第2種	粟田漁港	昭和27年4月7日
〃	〃	〃	瀬戸漁港	昭和29年7月12日
〃	〃	〃	土佐泊漁港	昭和28年6月27日
〃	〃	〃	粟津漁港	昭和26年8月21日
〃	鳴門市	第1種	碁の浦漁港	昭和27年4月7日
〃	〃	〃	三津漁港	昭和30年10月21日
〃	〃	〃	大浦漁港	昭和27年4月7日
〃	〃	〃	榎木漁港	昭和27年4月7日
〃	〃	〃	日出漁港	昭和27年4月7日
〃	〃	〃	撫佐漁港	昭和28年3月5日
〃	〃	〃	室漁港	昭和28年3月5日
〃	〃	〃	亀浦漁港	昭和28年3月5日

第1種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

第2種漁港：利用範囲が第1種より広く、第3種に属さないもの。

第3種漁港：利用範囲が全国的なもの。

第4種漁港：離島その他辺地にあつて漁場の開発、または避難上、必要とされるもの。

(配置図)



国土地理院タイルを加工して作成

(6) 亀浦漁港（八木の鼻地区）の機能保全

亀浦漁港（八木の鼻地区）は、本市鳴門町におけるわかめ養殖の拠点施設となっているが、土砂の堆積による航路の閉塞が定期的に生じている。

今後も生産者が安全に生産活動を行えるよう、生産者や漁協の意見を聞きながら、計画的に浚渫等の対応を進める。



※ 土砂が堆積している亀浦漁港（八木の鼻地区）